

仕 様 書

1 件名

令和8年度岡山市職員乳がん・子宮がん検診（単価契約）

2 業務の範囲

- (1) 検診受診票の作成及び納入
- (2) 検診の実施
- (3) 検診結果に基づく判定
- (4) 検診結果に係る報告
- (5) 検診結果の保存・管理

3 実施場所

受注者が設置又は管理運営する健康診断施設

4 履行期間

契約日から令和8年12月28日まで

原則として、受診期間は6月から10月までとする。

5 検診の詳細

(1) 対象者

職員のうち希望する女性職員（会計年度任用職員【日額】を除く）

ただし、水道局・消防局・各学校教諭（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）・東京事務所及び人間ドック受診者等を除く

(2) 検査項目

乳がん検診：視診、触診、乳腺エコー、マンモグラフィー

※ 受診者は、乳腺エコーとマンモグラフィーのいずれかを選択するものとする。

子宮がん（頸部）検診：視診、内診、細胞診

(3) 受診予定人数

別紙1のとおり

(4) 健康診断の実施時期等

対象職員が履行期間中に受診できるように実施する。

6 検診単価割合設定

各検診単価の割合は別紙1のとおりとし、各検診単価の算出方法は、基準単価である乳がん検診（視診・触診）に別紙1に記載した単価比率を乗じて得た額（10円未満の額は四捨五入とする。）とする。

7 業務の実施方法

(1) 業務の事前・事後打合せ

- ア 受注者は、落札決定後すみやかに、業務の実施方法及び内容の詳細等について、岡山市と打合せを行うものとする。
- イ 受注者は、上記アの打合せの結果に基づき、本件業務に係る実施計画書を作成し、岡山市へ提出するものとする。

(2) 検診受診票の作成及び納入

- ア 岡山市は、契約締結後、受注者が受診票等の作成に使用するために必要とする基本情報（職員の所属名・所属コード・職員番号・氏名・性別・生年月日・年齢・検診の種類等をいう。）を電子媒体に保存し、受注者に貸与するものとする。
- イ 受注者は、上記アによって得られた情報をもとに「乳がん・子宮がん検診受診票」を作成し、個別に封筒に入れ、これらを所属コード順にとりまとめのうえ、原則として受診開始日の10日までに岡山市へ納入するものとする。
なお、各封筒は、所属コード・所属名・職員番号・氏名を表示したラベルを貼付する等しておくこと。

(3) 検診の実施

受診日は、受診者と受注者が直接電話等により調整するものとする。

この仕様書で定められていない事項についての取扱いは、別途協議するものとする。

(4) 検診結果に基づく判定

- ア 健康診断は、検査項目ごとの判定を行うほか、これらの判定を基に医師の所見を交えた総合的な判定を行うものとする。
- イ 各検査項目の判定基準及び判定区分は、基本的に受注者の基準によるが、事前に当該基準を岡山市へ示し、協議するものとする。

(5) 検診結果に係る報告

- ア 受注者は、本件委託業務に係る成果物として、**別紙2**「成果物一覧表」に掲げるものを、それぞれ同表に示す期間内に岡山市へ提出しなければならない。
- イ 子宮がん（頸部）検診については、ベセスダ分類による判定を入れて、結果報告することとする。
- ウ 受注者は、要精密検査又は要医療該当者等であって緊急の対応を要すると考えられるものについては、上記アの報告にかかわらず、速やかに岡山市へ連絡するものとする。

(6) 検診結果の保存・管理

受注者は、検診結果を診療情報として関係法令に従って保存するとともに、履行期間経過後であっても、岡山市の要請を受けたときは、これを貸し出せるようにしなければならない。

8 個人情報の保護

- (1) 受注者は、この業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の

保護に関する法令等を遵守し、別紙「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。

- (2) この業務の処理に際して情報セキュリティに関する事故が発生した場合、適切な説明責任を果たす必要があると認められるときは、発注者は当該事故の公表をすることができるものとする。

9 経費の負担

この業務に必要な消耗品・機器及び搬入・運搬等の諸経費は、あらかじめ岡山市が認めた場合を除き、すべて受注者の負担とする。

10 費用の請求方法

- (1) 本業務に係る請求金額は、各検診毎の数量が確定した段階において、各々の受診項目の契約単価に確定数量を乗じて得た額を合計した額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。
- (2) 費用の請求は、検診終了後に行うものとし、教育委員会分(教育委員会所属職員分・学校園所属職員分)は全体から分けて請求するものとする。
- (3) 費用の請求は、検診結果の報告が適正に行われ、岡山市の検査確認が完了し次第、速やかに行うものとする。

11 その他

- (1) 受注者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、すみやかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い岡山市に報告すること。
- (2) 受注者は、業務遂行にあたり、過失により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受注者の責任で賠償等を行うこと。
- (3) 受注者は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度岡山市と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 医師法・医療法等の関係法令を遵守すること。

(別紙1)

令和8年度 岡山市職員乳がん・子宮がん検診（単価契約）

検診項目	単価比率	予定人数
乳がん検診 (視診・触診)	1	600人以内
乳がん検診 (乳腺エコー)	2.58	500人以内
乳がん検診 (マンモグラフィー)	3.04	100人以内
子宮がん(頸部)検診 (視診・触診・細胞診)	2.26	550人以内

別紙2

成 果 物 一 覧 表

提出する成果物	部 数	提出時期	備 考
① 検診結果通知書（受診者あて）	各1部	受診日の翌日から起算して10営業日以内	<ul style="list-style-type: none"> 受診者ごとに作成すること。 既往歴、自覚症状、項目ごとの検査結果及び判定、総合判定、診察所見並びに注意指示事項を表示したものであること。（様式は自由） 結果通知書の内容が他に漏洩しないよう封筒に入れること。また、封筒には、受診対象者の所属・職員番号・氏名が判別できるよう宛名ラベルを貼付する等すること。 所属コード順、職員番号順にとりまとめて 納品すること。
② 検診結果個人票（岡山市あて）	各1部	受診日の翌日から起算して10営業日以内	<ul style="list-style-type: none"> 受診者ごとに作成すること。 検診結果通知書（受診者あて）と同じ内容が記載されているものであること。（様式は自由）
③ 受診者結果一覧（月ごと）	1部	受診月の翌月10日まで	<ul style="list-style-type: none"> 検査項目別の一覧であること。 所属コード順、職員番号順にしたものであること。 受診日ごと別に検査所見、判定等が記載されているもの。 受診月ごとに作成すること。
④ 受診者結果一覧（最終）	1部	受診最終日から1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> 検査項目別の一覧であること。 所属コード順、職員番号順にしたものであること。 受診日ごと別に検査所見、判定等が記載されているもの。 健診終了後、岡山市が提供した基本情報データに、受信者全員の診断結果を追記して、CSV形式もしくはExcel形式で記録したものに、パスワードをかけて、CD-R等に保存して提出すること。 受診者全員のものを作成すること。

※(注) 全ての成果物は、市長部局所属職員と教育委員会所属職員を分けて作成すること。